

港湾の設計・測量・調査等業務における 契約変更事務ガイドライン

令和2年3月
国土交通省 港湾局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

I 契約変更事務の概要

II 設計変更の事例集

III 参考資料

I . 契約変更事務の概要

I. 契約変更事務の概要	I - 1
1.はじめに	I - 3
2.設計・測量・調査等業務の変更の対象となり得るケース	I - 4
(1)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	I - 5
(2)設計図書の表示が明確でない場合の手続	I - 6
(3)設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続	I - 7
(4)業務の中止の場合の手続	I - 8
(5)受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続	I - 9
(6)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	I - 10
3.設計・測量・調査等業務の変更の対象となり得ないケース	I - 11
4.設計・測量・調査等業務の変更の手続きフロー	I - 12

1. はじめに

◆適切な設計変更の必要性

改正品確法(令和元年6月)において公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)が法の対象となった。第7条に規定する発注者の責務、第1項第5号では「設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)に適切に調査等の実施条件を明示するとともに、設計図書に示されていない調査等の実施条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」規定された。

◆本ガイドラインの目的

港湾の設計、測量、調査等業務の設計変更は、発注者および受注者が合意し契約することが不可欠である。このため、発注者および受注者における共通認識の保有、設計変更における透明性向上の観点から、参考となる「契約変更ガイドライン」を作成した。

設計変更にあたっては、それに先立ち発注者として、より具体的な条件明示の徹底を図ること、また、受注者として、業務履行中に疑義が生じた場合は、発注者と協議しながら履行するなど、それぞれの役割分担が適切になされていることが必要である。

なお、本ガイドラインに掲載した設計変更事例は、各地方整備局等の港湾部門での事例を集めたものであるが、必ずしも事例集と同様に変更契約できることを保証するものではないことをご理解願いたい。

◆受注者の留意事項

- ・受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- ・受注者は業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

◆その他の留意事項

- ・受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- ・受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の情報共有や速かつ適切な回答に努めることが重要である。
- ・受発注者は、履行する業務の前提条件が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

2. 設計・測量・調査等業務の変更の対象となり得るケース

- 下記のような場合において、設計図書の変更が可能である。



- ①当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。
- ②当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合。
- ③所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書1-23～1-25)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。
- ④設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)。
- ⑤受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。

ただし、設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

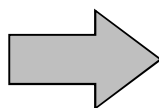
- ・受発注者は、当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- ・受発注者は、当該業務での設計変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は「書面」で行う。
 - ※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- ・設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
- ・技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容に確認を行うこと(プロポーザル方式の場合)。

◆(1)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第18条第1項第二号)

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

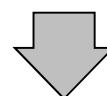
受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第二号」に基づき、その旨を直ちに発注者に通知



発注者

発注者は、第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者および発注者は、契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間および業務料を定める。

【例】

- ア. 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- イ. 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ウ. 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

◆(2)設計図書の表示が明確でない場合の手続

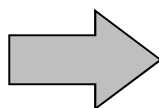
(契約書第18条第1項第三号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

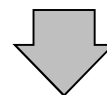
受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第三号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知



発注者

発注者は、第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者および発注者は、契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間および業務料を定める

【例】

- ア. 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
- イ. 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ウ. 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- エ. 関連する他の業務等との業務範囲が明確でない。

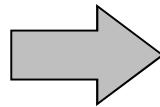
◆(3)設計図書の自然的又は人為的な履行条件が 実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第四号)

自然的履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、または、人為的な履行条件の例としては、現地調査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

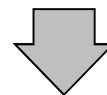
受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第四号」に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに発注者に通知



発注者

発注者は、第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者および発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間および業務料を定める。

【例】

- ア. 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- イ. 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- ウ. 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難であった。
- エ. 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計・測量・調査等業務の続行ができなかった。
- オ. 関連する他業務等の進捗が遅れたため、設計・測量・調査等業務の続行ができなかった。
- カ. 設計・測量・調査等業務を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- キ. その他、新たな制約等が発生した場合、

◆(4)業務の中止の場合の手続

(契約書第20条、共通仕様書 1-25)

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の、受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない

受注者からの発議も可。

「契約書第20条(業務の中止)第1項」により、発注者は業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

発注者より、**一時中止の指示**(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。

【契約書第24条】

※必要に応じて変更工程表等を提出

【例】

- ア. 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- イ. 環境問題等の発生により設計・測量・調査等業務の続行が不適當又は不可能となった。
- ウ. 天災等により設計・測量・調査等業務の対象箇所の状態が変動した又は受注者側もしくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

◆(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第23条、共通仕様書 1-24)

受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

受注者

「契約書第23条(受注者の請求による履行期間の変更)第1項」に基づき、

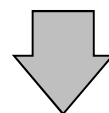
- ・履行期間の延長理由
- ・必要とする延長日数の算定根拠
- ・変更工程表 等

を提出



発注者

発注者は、第23条第2項に基づき、必要に応じて履行期間の延長



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。
【契約書第25条】

【例】

- ア. 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- イ. 天災等により業務の履行に支障が生じた。

◆(6)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの (共通仕様書 1-4)

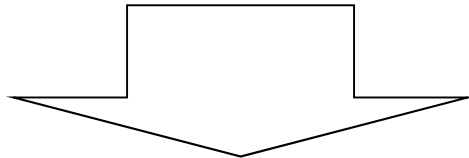
受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があります。

【例】

- ア. 提示された過去の調査報告書からの条件変更又は検討不足等があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- イ. 細部設計時において、貸与された基本設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要になった場合
- ウ. 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

3. 設計・測量・調査等業務の変更の対象となり得ないケース

- 下記のような場合は、原則として契約書第25条および第26条の変更が出来ない。
ただし、契約書第27条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。



- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。
- ③ 設計・測量・調査等業務標準契約書、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合(契約書第18条～第21条、第23条～第26条、共通仕様書 1-23～1-25)。
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。

4. 設計・測量・調査等業務の変更の手続きのフロー

